

令和4年11月21日
防 衛 省

(お知らせ)

自衛隊法第95条の2に基づく米軍及び豪州軍
の部隊の武器等の警護について

- 1 海上自衛隊護衛艦「せとぎり」は、米軍及び豪州軍からの要請を受け、
関東南方から四国南方に至る海域における日米豪共同訓練(※)の機会
に、米海軍空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラーズビル」
及び駆逐艦「ミリウス」並びに豪海軍補給艦「ストルワート」に対する
自衛隊法第95条の2に基づく警護を実施しました。

※ 訓練期間：11月19日(土)～20日(日)

- 2 今般の警護は、本年6月11日の日米豪防衛相会談共同声明を踏まえ、
自衛隊と米軍及び豪州軍が連携した形で初めて実施したものです。これ
は、日米豪3か国の相互運用性が向上し、より一層緊密な連携が可能と
なったことを示すものであり、我が国やインド太平洋地域の平和と安定
を維持する上で強固な基盤となる日米豪3か国のパートナーシップの
深化にとって極めて重要です。
- 3 今後も、こうした取組を通じ、日米豪3か国による安全保障・防衛協
力を深化させてまいります。